ナショナル・トラスト活動における不動産取得税・固定資産税の減免等事例

作成：環境省地域ネイチャーポジティブ推進室（2026年11月）
情報提供：公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

１．不動産取得税（都道府県税）

○不動産取得税については、都道府県税条例において、一定の条件を満たした場合の申請に基づき、減免等される場合があります。当該規定に基づき、ナショナル・トラスト活動を行う団体が、ナショナル・トラストにより取得した土地に係る不動産取得税を減免等することは、自治体が実施できるネイチャーポジティブの取組の１つです。
○例えば、公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会では、以下のナショナル・トラスト案件について、不動産取得税の減免がなされました。

表１．公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会のトラスト地における減免等の事例
（不動産取得税）

トラスト地名称	所在地	課税主体
伊香立の森トラスト	滋賀県大津市	滋賀県
彦根の森トラスト	滋賀県彦根市	滋賀県

○なお、これらの他、地方税法第73条の４（用途による不動産取得税の非課税）の各号に該当する場合は、不動産取得税は非課税となります。

２．固定資産税（市町村税）

○固定資産税については、市町村税条例において、一定の条件を満たした場合の申請に基づき、減免等される場合があります。当該規定に基づき、ナショナル・トラスト活動を行う団体が、ナショナル・トラストにより取得した土地に係る固定資産税を減免等することは、自治体が実施できるネイチャーポジティブの取組の１つです。
○例えば、公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会では、以下のナショナル・トラスト案件について、固定資産税の減免がなされています。

表２．公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会のトラスト地における減免等の事例
（固定資産税）

トラスト地名称	所在地	課税主体
アマミノクロウサギの森トラスト	鹿児島県大島郡瀬戸内町	瀬戸内町
越後湯沢・三俣の森トラスト	新潟県南魚沼郡湯沢町	湯沢町
下呂の森トラスト1号地	岐阜県下呂市	下呂市
彦根の森トラスト	滋賀県彦根市	彦根市
下呂の森トラスト2号地	岐阜県下呂市	下呂市

○なお、これらの他、地方税法第348条（固定資産税の非課税の範囲）の各号に該当する場合は、固定資産税は非課税となります。